建学発 2000-第 0040 号
2000 年 3 月 14 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当　　殿

社団法人　日本建築学会
光 環 境 小 委 員 会
主 査　 中 村 芳 樹

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

標記について、環境工学委員会の承認を得て光環境小委員会の責任において下記の意見を表明します。

記

第二十条（有効面積の算定方法）の、(1)採光補正係数の上限値を３とした点、(2)採光補正係数を１とみなす隣地からの後退距離が商業系地域で４ｍになった点、については、それらによって実現される光環境から考えると、居住環境の悪化の可能性が懸念される。

なお、本意見は環境工学委員会の承認を得て光環境小委員会の責任において表明する。

以上